

## 令和5年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事要旨

### 1 開催日時

令和5年11月6日（月） 午後2時～

### 2 場所

鹿児島県赤十字会館2階 クロススペースかもいけI

### 3 出席者

- ・委員 22名中17名
- ・事務局 障害福祉課長，障害者支援室長，精神保健対策監ほか

### 4 議事録

#### (1) 開会

17名の委員（定数22名の半数以上）が出席

#### (2) 説明事項

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要
- ② 障害者差別解消法改正について
- ③ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について
- ④ 障害者差別に関する相談件数・対応，普及啓発

#### 【事務局】

（①～④の内容について説明）

#### 【委員】

障害者差別については、資料によると、不利益取扱いの事例があるが、当協議会に「あっせん」の申請はない。

不利益取扱いに関する相談は、相談員により解決されているのであっせんの申請がなされていないということなのか。そもそもあっせん申請について障害者に説明していないのか。

また、（鹿児島県の）あっせん申請数はこれまで0だと思う。鹿児島県だけでなく、全国的にも機能していないのではないか。

#### 【事務局】

障害者くらし安心相談員が、電話や来庁での様々な相談に対応している。障害のある方の相談には、問題解決を希望し、場合によってはあっせんという方法もある内容のもの、相手方への普及啓発を求めるもの、情報提供を希望するもの等がある。相談内容や必要に応じて、あっせんという方法があることを紹介している。

また、鹿児島県においては、相談員の相談で解決することが多く、適切な専門機関を紹介している事例もあるため、今まであっせんの事例はない。

全国的なあっせんの状況については、調査していないので把握していない。

【議長】

資料によると、相談を基幹相談支援センター等の他機関にリファー（他の専門家を紹介）する事例が結構ある。その顛末<sup>てん</sup>はどうなったのか、ということが記載されていない事例があるが、フォローアップ（その後の状況の確認）はどうなっているか。

件数もそれほど多くないので、フォローアップしていく、あるいはリファーした先のシステムについて説明していくと、委員の話とつながりが出てくる、と思う。

【事務局】

相談に対応する場合、相談者に対してどういう対応を望まれるか等の確認している。

相談したことを相手方に言って欲しくない、普及啓発して欲しいというような相談には、普及啓発や情報提供をしている。

令和5年度事例1、バスの乗車拒否や飲食店での入店拒否の相談事例については、相談者が対応状況確認して報告して欲しいという希望だったので、バス事業者や飲食店等に話を聞き、今後の対応を調整等しており、解決に向けて取り組んだ事例である。

基本的には相談者の方の望まれるような対応をとっているが、あっせんを望むような人もいるのではないかと、というところも意識しながら、対応していきたいと考えている。

【議長】

（資料の）事例の取りあげ方として、相談内容の他に、普及啓発をお願いしたいとか、事業所に話して欲しいというような、相談者の希望まで記載すると、起承転結が予測でき、あるいはもうちょっとフォローアップが必要だ、というように、比較的理解しやすいかと思う。

【委員】

不動産取引の相談事例に興味がある。

このようなケースは、精神科病院では日常的に目にしており、精神科患者だから貸したくない、ということがある。病院にも相談員がおり、比較のおおらかな考え方の事業者の物件を紹介する形で対応している。

事業者によると、事業者としては貸したいが、地域のコミュニティの中で、精神障害者に貸しているということが良いように見られない。事業者自身は精神障害者を差別するつもりはないが、コミュニティの中での抵抗が大きすぎて、貸せないという側面もあるように思う。

この障害者差別解消支援協議会は、主に事業者を対象として、合理的な配慮が

されているかいないか、ということだが、事業者にもコミュニティの中での自分の立ち位置ということで苦労されている部分がある。

例えば、事業者がコミュニティの中でそういう人たちを説得して、自分のところに、自分は差別意識がないから、障害者を受け入れる、というような形をとっているケースは、事業者にすべての責任を負わせている。

合理的な配慮がなされているかいないか、というところで全て判断すると、事業者が合理的な判断していないと言われる。結果としては、差別の対象が精神障害者から事業者に移る。なかなか難しい問題だと思う。

例えば、障害者の居住支援を行う団体を紹介する、という対応は、精神科病院の相談員と同じことをやっていることになる。差別が比較的少ない事業者を紹介するというようなことで、その（障害者差別をした）事業者がどう考えるか、あるいは事業者が存在しているコミュニティがどのように考えるか、改めるべきなのかということに、全く関知していない。

その事業者だけが差別をしているという問題ではなく、その背景には事業者が存在しているコミュニティの中での差別が存在しているのではないか。

この協議会で事業者を対象として色々な指導するというだけでは、この問題は恐らく解決しないのではないかと、思う。

#### 【議長】

コミュニティへのアプローチをどうするかということが重要だという話である。この後、啓発の議題の際、今の意見を出してもらい、どういうことが必要かという話とつなげることにしたい。

何か事務局から今の時点で話があれば。

#### 【事務局】

事業者の方もいろいろ事情があると思う。

障害のある方から相談が多いが、相談を受けて解決に向けて考えていく場合には、相手の差別をしたと言われる方の話を聞いた上で考えていかないといけないというところもある。

実際にそういった背景があるような場合には、普及啓発のあり方も、検討していかないといけないと考えている。

#### 【委員】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律を受けて、鹿児島県の条例を少し改正する必要があるのではないかと、改正の必要性はない、という考えか。

令和3年法改正は、結構重要な要素を含んでいるが、鹿児島県の平成26年に策定された「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を改正する必要があるのではないかと、（改正の必要が）ないということであれば、それは

それでよいと思う。条例が法律を先取りしていることはよくあることである。

**【事務局】**

事務局でもこの改正を受けて、条例の中身の確認をした結果、今の条例と法改正の内容については、特に不整合は生じていないと考えており、特に改正は考えていない。

例えば事業者による合理的配慮の提供の義務化について、法改正では令和6年4月からであるが、県条例においては、すべての県民についてこういった提供をするようにということ定めている。努力義務とされていたところが改正された内容も、条例で義務化されてうたわれている。この法改正の内容と比べた場合に、県条例の内容が矛盾するような内容にはなっていないのではないかと考えている。

**【議長】**

（事務局から）回答があったが、このことをどうするかということは、私はまだ今後検討していてもいいと思う。委員の方がどのように考えるのか、考える必要があるのか、考えなくていいのか、という意見を言ってもらうことが大事だと思う。

問題意識をどう設定していくのか、という会議でもある。各種団体の代表が出席しているので、どのように捉えればいいのか、ということについて、意見を出していただき、（意見が）出なければ時期が熟していないのかなというようなことになると思う。

(3) 協議事項

障害者差別の解消に向けた取組について

**【事務局】**

事務局説明

**【委員代理】**

特別支援教育課においては、障害者差別解消法の周知に係る学校訪問を平成29年度から実施しており、今年度は小学校3校、中学校の4校、高校7校、計14校を訪問予定である。新任の校長先生が赴任している学校や、新たに通級学級指導、特別支援学級を設置した学校を中心に選定しており、訪問して周知を図っている。

また、特別支援教育コーディネーターの養成研修会等において、障害者差別解消法の周知に係る学校訪問の周知を行っている。

なお、資料に記載がないが、これに加えて、特別支援学級の生徒が7割ほど、公立の高等学校に入学している状況があるため、入試問題にルビを振ったり、拡大した試験問題を使ったり、といった合理的配慮を行っている。

また、県の取組にあるとおり、教育委員会、特別支援教育課が行う講演会等で手話通訳が必要な場合は、手話通訳士に依頼している。

#### 【委員】

鹿児島県聴覚障害者協会では、手話講座を開催している。例えば小中高校や各種団体からを訪問し、講演に行っている。以前は離島には行けなかったが、今はZoomで講習会をできるようになった。

9月23日が手話言語国際デーになっておりますので、その時にパンフレット等を配布している。

また、聴覚障害者はヘルプカードだけでは不十分であるため、同じような機能のあるバンダナを作成した。災害が起きたときに、聴覚障害者は、ヘルプカードを持っていても、見た目では、聴覚障害があるということがわからないが、これ（バンダナ）を持っていると、聞こえないということが皆さんにわかり、手話できる人が補足したり、配慮が得られたりすると思う。鹿児島県聴覚障害者協会では、これ（バンダナ）を皆さんに配布している。ほかの地域では知らない方もたくさんいると思うので、周知していただければとてもありがたい。詳細は、県聴覚障害者協会にお尋ねいただきたい。

#### 【委員】

NPO法人鹿児島県精神保健福祉連合会は、2014年から全国の家族会で取り組んでいる。

国は地域で暮らすようにという方針を出しているが、地域で生活するためには大変な苦勞があり、様々な事業所、交通の便等で差別を受けている。

JRに対し、精神障害者もせめて身体障害者と同じような、差別のない割引制度を導入してほしい、と要望しているが、JRは、全国的な取組として一致しないことには、JR九州では導入できない、と受け入れてもらえない。

フェリー事業者にも要望しており、これまで垂水フェリーだけは精神障害者の割引がなかったが、割引されるようになった。今回の特別障害者スポーツ大会の際に垂水フェリーを使った方が、割引されたと大変喜んでいた。

9月14日にハートピアで「友愛フェスティバル」を実施した。心身の障害者が220名参加した。

ソフトバレーボール県大会を11月21日に実施する予定。

#### 【委員】

難病支援ネットワークは、令和4年度、コロナ禍<sup>か</sup>の中で、なかなか活動しづらい状況だった。

世界希少・難治性疾患の日（RDD：Rare Disease Day）を毎年2月末に行っており、令和5年度は2月29日に行う。

令和4年度においては、百貨店前の広場において、ヘルプマークをデザインし

たエコバッグに、鹿児島難病支援ネットワークや患者会等のリーフレットを入れて配布し、啓発活動を行った。現在 22 団体の加盟があるが、なかなか一堂に会して活動というのが、難しく、厳しい状況であった。

ピア相談においても、なかなか厳しい状況であるが、電話相談をしている。

毎年、バリアフリーのチェックを行っており、令和 4 年度は 3 月に百貨店と大型商業施設の駐車場のあり方、エレベーター等、建物の中のいろんな施設について、チェックを実施し、協力いただいた。

#### 【委員】

鹿児島県社会福祉士会では、県障害福祉課の委託を受けて、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待への対応を通して、障害の特性や対応を理解してもらえるよう、取り組んでいる。令和 4 年度はオンデマンドで開催し、1,000 名程度の参加があった。今年度については、検討している段階。

権利擁護などをテーマとする各種研修等への講師派遣依頼に対応し、会員を講師として派遣し、障害のある方の生活上の困難や障害の特性、対応の在り方などについて理解していただけるような活動に取り組んでいる

成年後見制度への取組から、個々の後見人等が関係者に対して後見等の必要な障害のある方への日常生活上の支援の必要性などについて、理解を深められるように取り組んでいる。

そのほか、会員が各職場や地域などで障害理解や差別解消に向けた取組を行っている。

#### 【委員】

鹿児島市福祉部においては、障害者基幹相談支援センターに相談支援員を 1 名、配置している。

また、啓発においては、研修・講習会への講師派遣、「市民のひろば」（広報媒体）を使い、周知広報を図っている。

また、本年 12 月に鹿児島市障害者差別解消支援協議会を開催予定、先ほど話題になったが、来年 4 月から義務化される事業者による合理的配慮については、事業所向けの指導用資料や、中小企業向けの市の広報誌などにも掲載し、広報する予定である。

#### 【委員代理】

鹿児島労働局及びハローワークにおいては、職業紹介や求人受理時、事業所が募集を出す手続の際に事業所と接することになるため、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について説明し、理解を求めている。長い時間をかけて、ということではないが、厚生労働省が作成している合理的配慮・差別禁止に関するリーフレットを示しながら御説明案内等をしている。

そのほか、各種講習会、セミナー、会議の場においても障害者差別禁止及び合

理的配慮の提供義務について周知を行っている。

新規学校卒業者を対象とした求人申込みを行う県内企業の事業主や人事担当者に対する研修会を例年実施しており、リーフレットを配布し、啓発を行っている。

【委員】

身体障害者福祉協会において、障害者社会参加推進協議会を設置している。

7月に協議会を開催し15団体が参加し、第5次県障害者計画の概要について説明を受けた。

また、協会において、あっせんまで行く前の段階の事例発表の機会を設けている。差別に関する情報に対しては、JRでは、特に駅の無人化、段差の改修、駅のホームの改修等、それぞれ意見交換をしながら、改善に向けた取組をしていただいている。一遍に解決というわけにはいかないが、着実に解決の方向に向かっているということを、関係団体の方々と協議をしている。

【委員】

鹿児島県知的障害者福祉協会です。

毎日障害がある方と一緒に生活していると、私たちが代弁する立場になる。世の中コロナも落ち着いてきたので、障害者の皆さんも外出したいという要望が出てくる。知的障害者は、バス等に乗ったとき、療育手帳を提示すれば割引になるが、知らない人の前で療育手帳を提示することに抵抗があると言う。

障害が特定されないような割引カード等を手帳の交付の際に交付してもらえれば、気兼ねなく交通機関を利用できるのではないかと、思う。

【議長】

さきほどの啓発の話で、もし何か補足があれば、議論していけると思うが。

【委員】

事業者も決して差別意識だけで、サービスを提供しないというわけではない。そこには事業者ならではの悩みがあり、その中では差別意識以外のコミュニティからの圧力であったり、人員不足であったり、スペースの問題など、色々な問題で、事業者も苦しんでいることを事業者と話すとわかってくる。

資料では、相談事例と指導（対応）状況が並んでいるが、この中に、事業者に対する悩み、こういうふうにしてくれれば、こういうコンセンサス（合意）が得られるから、あるいはこういうサポートがあれば、というのが事業者側にもあると思うので、それも挙げていただければいいのかな、と思う。

【議長】

どんなことが可能か、ということ。コミュニティの話は簡単ではないので、まずそれぞれの団体でコミュニティに向けた啓発っていうのをやっていく。その

障害の種類によって独特な理解され方等があるだろうから、各団体でどのように対応しているのか。コミュニティの視点に向けて、啓発をどんなことができるのかというようなことを考えていきながら、全体としてできることは何か、あるいは全体でやった方が効率的なことはないか、というようなことの議論ができるといいと思う。

(4) 報告事項

障害を理由とする制限規定等の点検結果について

【事務局】

事務局説明

【委員】

障害を理由とする制限条項、具体的にはどういうものか。

【事務局】

例えば、議会の傍聴について、精神障害を理由に傍聴を制限する。庁舎等の建物について、障害を理由として利用を制限する等である。

【議長】

本日の議事等をこれで終了します。

【事務局】

以上をもって、令和5年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会します。